



# 島根県報

平成23年7月29日（金）

号外 第 148 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

# 告 示

## 島根県告示第530号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年 7 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	掛合大東線	雲南市掛合町掛合2762番1地先から同番2地先まで	前	メートル 6.50～ 14.00	メートル 69.00	交通安全工事 拡幅
			後	12.70～ 30.50	69.00	
"	"	雲南市掛合町掛合3158番10地先から同地先まで	前	4.80～ 19.90	217.00	雲南県土整備 事務所 交通安全工事 拡幅
			後	8.80～ 25.30	217.00	
"	"	雲南市三刀屋町多久和787番1地先から同790番4地先まで	前	5.00～ 11.00	249.00	交通安全工事 拡幅
			後	8.20～ 20.00	249.00	
"	東仙道津田 停車場線	益田市山折町688番1地先から同町1119番2地先まで	前	3.70～ 7.00	94.00	益田県土整備 事務所 道路改良工事 拡幅
			後	3.70～ 17.10	94.00	

## 島根県告示第531号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年 7 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	江津市桜江町谷住郷2182番地先から同3006番1地先まで	メートル 1,057.00	平成23年 8月10日	浜田県土整備 事務所	
県道	日貫川本線	江津市桜江町川越160番1地先から同956番3地先まで	580.00	平成23年 8月2日		
〃	東仙道津田停車場線	益田市山折町591番11地先から同町1119番2地先まで	568.00	平成23年 7月29日	益田県土整備 事務所	